

特区 Journal

とっくジャーナル

自治体編
創刊号

地域発の規制改革を内閣府がサポートします！

47都道府県

規制や制度を変えて
地域課題の解決
新ビジネスの後押し

ワイン 半導体

エネルギー

水素

ドローン



学校

保育 教育
観光 産業 農業
医療 人材 交通
都市再生



地域

経済

国家戦略特区
総合特区
構造改革特区



スタートアップ



3つの特区制度

国際競争力の強化

特区制度で 未来を拓く

“ルールは変えられる”を全国の自治体へ

実は全自治体が使える特区制度

「特区制度」というと、特定の地域だけが対象というイメージがあるかもしれませんが、実際は、申請を行って認定されれば全国の自治体が特例を活用できる「構造改革特区制度」があり、自治体単位で見ると全ての都道府県で活用されています。また、規制・制度改革の提案は、地域を問わず受け付けています。

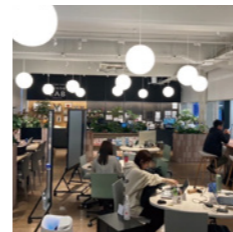
自治体の認知度はたった3割

残念ながら、特区制度の認知度は高くありません。全国を対象にしたWEBアンケートで、制度を「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した自治体は全体のおよそ3割。認知が広まり、活用されてこそ制度の存在価値があります。

だから知ってほしい、地域の可能性を拓く特区制度

特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制・制度改革を行うことで、地域の活性化や国際競争力の強化などにつなげる制度です。地域の課題解決に対応したり、地域の皆様から様々な相談を受けたりする中で「ルールがあるからできない」と立ち止まることもあるかもしれません。本誌で特区制度を知っていただくことで「このルールは変えられるかも」と、未来の選択肢を広げ、地域の可能性を拓く一助となれば幸いです。

内閣府 地方創生推進事務局 特区ジャーナル編集部



特区制度を知る

地域の創意あふれる挑戦が国のルールを変える

自治体目線で見ると 特区の進め方

使ってみよう!

全自治体が活用できる 構造改革特区の 話題のメニューをご紹介

「地方創生利子補給制度」を 地域経済活性化の 強力な推進エンジンに

特区の「知りたい」に応えるツール

規制・制度改革 新規提案のステップ



特区オリジナル
キャラクター
とっくま

特区制度の魅力や取り組みを伝えるために生まれたキャラクター。特区関連の資料などにご活用ください。

詳しくはこちら



特区制度を知る



全国一律で制定されている法律などのルールが、地域の実情や企業の経済活動に合わないことがあります。特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制改革を行うことで、地方創生や日本の国際競争力の強化などにつなげる制度です。

特区制度でできること

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり、創設された特例を使ったりすることで、地域課題の解決や、新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

地域課題解決

新たなビジネス創出

3つの特区制度

全国の規制・制度改革のニーズを実現するため、3つの特区制度が作られています。地域の特性に応じた規制改革を実施することを目的とした「構造改革特区」、先駆的取り組みに国と地域の政策資源を集中する「総合特区」、大胆な規制・制度改革による経済再生をめざす「国家戦略特区」です。

構造改革特区
地域の特性に応じた規制改革を実施
全国どこでも

総合特区
先駆的取り組みに国と地域の政策資源を集中
指定区域のみ
※2013年10月以降の指定は見合わせています。

国家戦略特区
大胆な規制・制度改革による経済再生
指定区域のみ

特区制度の2つの使い方

特区制度を使って「**新たなルールをつくること**（全国ルールや特例の創設の提案）」と「**作られたルールを使うこと**（特例の活用）」ができます。

全国の自治体に国の規制を変える機会があります

地域の事情と規制が合わず、住民が困っている。
必要な手続きや審査に時間がかかっている。
規制が壁となり、新事業が始められない。

すでに認められている特例がないか検索

ある → **既存のルールを使う**
対象：全自治体
構造改革特区

ない → **新しいルールをつくる**
対象：指定区域
国家戦略特区
総合特区

☑ 想定している事業内容
☑ 障壁となっている法規制
内閣府とともに調整

様々な分野・地域で活用が広がっています

3つの特区制度の運用を通じ、保育、教育、観光・産業、農業、医療、人材、交通など、幅広い分野で、規制・制度改革が実現し、各地で地域活性化につながっています。



noteで様々な事例を発信中
内閣府地方創生推進事務局note

スタートアップ企業支援
税制特例やベンチャーファンドへの出資規制の緩和などにより、創業を支援。

地域限定保育士制度*
保育士の登録要件を地域限定で緩和し、人材を確保。
※2025年10月から全国ルールに

学びの日本酒特区

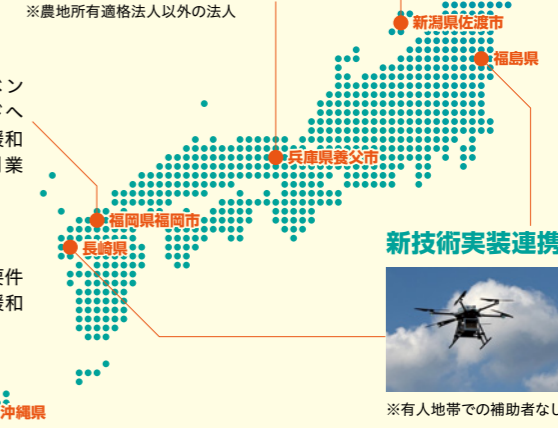


清酒製造体験場の免許要件を緩和し、廃校を酒造りや学びの酒蔵として再生。

特定法人による農地取得事業



企業による農地取得を認める特例を設け、農業参入へのハードルを引き下げ。
※農地所有適格法人以外の法人



新技術実装連携“絆”特区



安全性を確保しつつ、ドローンのレベル4[®]飛行によるオンデマンド配送を実装。
※有人地帯での補助者なし目視外飛行

自治体目線で見ると、特区的に進め方

国家戦略特区自治体では、特区制度をどのように活用して独自の取り組みや地域の課題への対応につなげているのか——。それぞれの自治体の視点からお話いただきました。

本特集記事は、2025年11月25日に開催した特区フォーラムの「特区自治体によるパネルディスカッション」を元に編集したものです。フォーラムの概要や動画はこちらをご覧ください。



茨城県つくば市

国家戦略特区 「スーパーシティ」

住民との対話を起点に、新たな選択肢の実現へ

2022年4月に国家戦略特区の一つである「スーパーシティ」として指定された茨城県つくば市。国際研究学園都市として150を超える研究機関、約14,000人の研究者、そして約14,500人の外国人を有するアカデミックな同市は、地域課題の解決に向け、どのように特区制度を活用した取り組みを進めているのか。五十嵐立青つくば市長に聞いた。

規制のアップデートによる課題解決への挑戦

つくば市が抱える課題は、大きく分けて「都市と郊外の二極化」「多文化共生の不備」「都市力の低下」の3つです。例えば、自動車に依存する都市構造が根本にあるつくば市では、中心部に人が集中し、周辺部の少子高齢化が進んでいます。また、自動車依存社会ゆえのインフラ維持管理費は、今後40年で約9,900億円に達すると試算されています。こうした課題に対し、新しい技術で解決を図ろうとしても、その技術が想定されていない時代に

作られた古い法律が立ちはだかります。救える手段があるのに既存の仕組みでは解決できない。ならば、規制を緩和するしかない。そうした課題解決への挑戦が、特区制度を活用するきっかけとなりました。

「科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを」

つくばスーパーサイエンスシティ構想の下、つくば市では移動・物流、医療・健康など6分野で取り組みを進めています。“住民との徹底的な対話から課題を探し出し、新たな選択肢として先端的な技術やサービスを提供する”住民中心のスーパーシティの実現を目指しています。この実現に向け、筑波大学をはじめとする多数の大学・研究機関や企業が参加する「一般社団法人つくばスマートシティ協議会」では、専門分野ごとに分科会を設置し、住民とも協議しながら事業活動を推進しています。

規制・制度改革の実現に向けた取り組み

医療・健康分野では、医療機関の診療時間外にアプリを活用し、医療相談とオンライン診療ができる「休日夜間小児デジタル急患センター」を2024年より設置しました。特区制度を活用し、小児かかりつけ診療料算定基準に診療報酬の新設などを実現しています。現在は、2025年12月に「小児」から「全世代」を対象を広げ、休日夜間救急外来対応の一役を担っています。

一方で、規制緩和に至っていない取り組みもあります。自家用車依存からの脱却を目指す「つくばスマートモビリティ」では、移動手段の一つとしてパーソナルモビリティのシェアリングサービスの提供を進めています。サービスの利便性向上に向け、歩道における最高速度制限の緩和を提案していますが、主務官庁との議論の過程で規制緩和の要件が変わることがあります。こうした状況を踏まえ、特区WG（民間有識者）によるヒアリングも活用しながら、粘り強く取り組みを進めています。

地域とともに生み出す、つくば市独自の強み

つくば駅周辺などの人口が多い中心部や高齢者の多い小田地区周辺など、特徴的な4つの地区を特区のモデル地域（既存市街地）に指定し、リソースを集中的に投下しています。ここで得られた成果を市全体へ広げていくことをモデル地域以外の住民にも伝え、コミュニケーションを図っています。また、駅前の公務員宿舎跡地を活用し新たな開発エリアとして整備を進めています。そのため新たな開発エリアで極限まで攻めた技術を生み出し、既存市街地で実証するといったサイクルを市内だけで回せるようになります。

最後に 「世界のあしたが見えるまち」の実現に向けて

特区指定から数年経った今、実証から実装へ重点化する「ミドルステージ」の段階にいます。住民が変化を実感することは、取り組みを加速する上で非常に大切であると捉えています。そして将来的には、これらの取り組みが世界共通で直面している社会課題の解決のヒントを示し、つくば市だけでなく他地域にも展開可能なモデルとなると確信しています。ぜひつくば市と共に挑戦をしていきましょう。

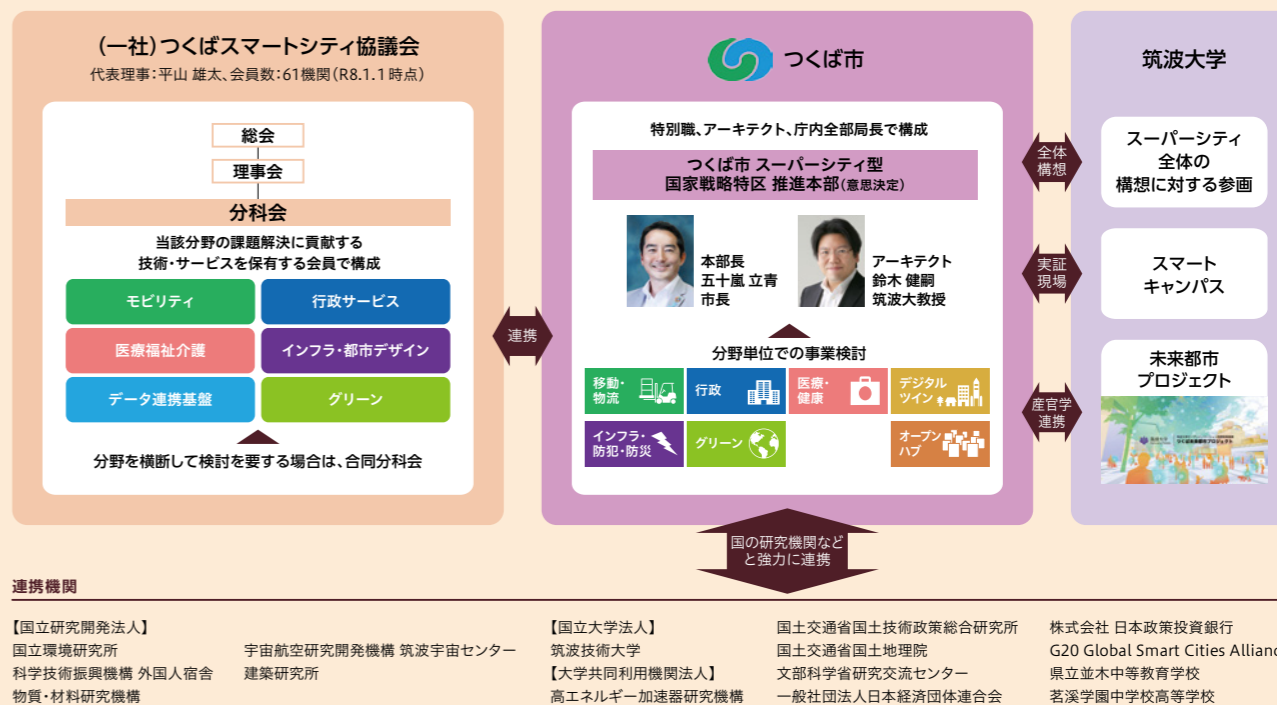


つくば市長 五十嵐 立青氏

つくばスーパーサイエンスシティ構想実現のため 6つの分野で先端的サービスの社会実装を目指す

移動・物流 <ul style="list-style-type: none"> ● パーソナルモビリティ・ロボットの本格導入 ● つくばスマートモビリティの実現 	行政 <ul style="list-style-type: none"> ● インターネット投票 ● 外国人向け多言語ポータルアプリ 	医療 <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン診療を活用した休日夜間外来対応 ● 分身ロボットによる障害者雇用の拡大
防災・インフラ・防犯 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要支援者の迅速な避難誘導と医療連携 	デジタルツイン・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ● 先駆的3Dデジタル基盤の構築とサービス提供 	オープンハブ <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の起業支援 ● 調達手続きの簡素化

つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進体制





熊本県

国家戦略特区 「産業拠点形成連携“絆”特区」

半導体関連産業の拠点形成へ特区制度でできること

TSMC(台湾積体回路製造)の進出を契機に、半導体産業の集積が加速する熊本県。それに伴い外国人材の受入環境の整備、人材不足、より深刻化する交通渋滞の対応など様々な課題も。産業拠点の形成、直面する地域課題への対応に、熊本県は特区制度をどう活用しているのか。企画振興部長の富永氏に伺った。



熊本県
企画振興部長
富永 隼行氏

TSMCの進出決定以降、熊本県では企業進出の増加や台湾との国際線の増加など様々な波及効果が生まれています。一方で半導体産業における1,000人規模の人材の育成・確保、外国人材との多文化共生や国際的な教育環境の整備などが喫緊の課題となっています。県では、これらの課題解決を加速するため、特区制度の活用を積極的に行っています。

半導体関連人材の確保へ、審査期間を短縮

半導体産業の現場では、海外から多くの優秀なエンジニアを確保する必要がある一方、外国人エンジニアの増加により、日本に入学する際に要する在留資格認定証明書交付申請の審査期間が長期化するのではという懸念も高まっています。

熊本県では、特区制度を活用し、出入国在留管理局が実施する審査の一部を県が実施することで、円滑に就労ビザが取得できる環境を整備しました*。これにより、通常1~3ヶ月かかる審査期間を1ヶ月以内に短縮することが期待されています。

家事支援人材の充実で生活環境の整備、教育も重視

子育て世帯の負担軽減や外国の方が暮らしやすい環境整備も重要です。県では特区制度を活用し、家事代行サービスを行う外国人家事支援人材の確保を進めています。加えて国際的な教育環境の整備に特区制度が使えないか検討をしているところです。

半導体を「使う」産業も育成

半導体産業に限らず、半導体を「使う」産業も育成していく予定です。自動運転、ドローン、AI・IoTなどを活用した実証事業を後押しするため、特区制度の「近未来技術実証ワンストップセンター」を設置。また、起業をサポートする「開業ワンストップセンター」も設置しました。

自治体職員の皆様に一言！

最後に

熊本県では、半導体関連企業や大学などが集積する「くまもとサイエンスパーク」の実現にも、特区制度を積極的に活用予定です。半導体だけではなく、農業、ヘルスケア、スタートアップなど、幅広く後押ししていきたい。その強みを生かすのが特区と考えています。特区制度を活用し、新生シリコンアイランド九州の実現、日本の経済安全保障への貢献、熊本から世界につながる地方創生の先進地域の実現を目指していきます。

※国家戦略特区制度では、海外の優秀なITエンジニアの確保を目的として、自治体が雇用先企業の経営状況などを確認して認定することを要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る審査を迅速化する特例があります。熊本県などからの規制・制度改革提案(2024年2月末)を踏まえ、在留資格審査の迅速化を図る対象業種に、半導体関連産業が追加されました(2024年9月)。

福岡県福岡市

国家戦略特区 「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」

国家戦略特区を活用した“スタートアップ都市・福岡”の挑戦

空港が近すぎるためビルの高さ制限がある。一級河川がないため工業用水が確保できず、工場を誘致できない。そういった地理的な課題を特区の規制・制度改革で解決し、スタートアップを始めとした企業や人材を呼び込んでいる福岡市。飛躍的な成長を遂げる福岡市は特区制度をどう活用しているのか。総務企画局企画調整部長的野氏に伺った。



福岡市
総務企画局
企画調整部長
的野 浩一氏

新しい産業が生まれにくい街

福岡市は、空港が近くて企業が集まる、新しい産業が多く生まれるという印象があるかもしれません。しかし、元気がなかった時代も長くありました。その原因は、福岡市の地理的な特徴です。一つは都心部が空港に近すぎることで、航空法による高さ制限があることで、ビルの建替えが進まず、耐震性やセキュリティ面、ワンフロア面積などに課題があるビルでは、企業誘致にも支障をきたしていました。他には一級河川がないこと。工業用水が確保できず、大規模な工場を建てることができません。こういった地理的な特徴から、福岡市は新しい産業が生まれにくい街でした。

規制・制度改革で企業を呼び込む

この課題に、福岡市では特区の規制・制度改革で対応しました。航空法の高さ制限について、建物ごとの個別審査が必要だったところ、事前にエリア単位で承認可能な高さの目安を提示することで、手続きを迅速化できるようにしました。さらに市独自の容積率緩和制度を組み合わせ、更新期を迎えたビルから耐震性に優れた最先端のビルへの建替えが進んでいます。この天神地区のプロジェクトは「天神ビッグバン」といい、積極的な企業誘致につながっています。

特区でスタートアップを後押し

企業誘致のみならず起業支援にも力を入れています。設立後5年未満のスタートアップが必要要件を満たせば国税及び市税の軽減措置を受けられる特区の「スタートアップ法人減税」の活用のほか、スタートアップが新しい技術・製品を開発する中で、法制度の壁があれば、特区制度を活用した規制・制度改革提案につながっています。現在、市内での開業率は政令指定都市の中で1位、産業が活性化することで、市税収入は過去最高を更新し、市民に還元できることも多くなっていきました。

自治体職員の皆様に一言！

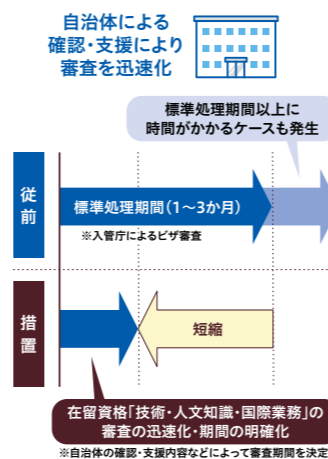
最後に

「このルールは変えられるかもしれない」と職員の発想の柔軟性ができたことも特区制度の利点の一つです。福岡市が「空港が近すぎる」という課題を逆手に取ったように、それぞれの地域の特色や課題を今一度見つめ直すことで、その地域ならではの特区制度活用のヒントが見つかるはずです。

海外の優秀なエンジニアの在留資格審査を迅速化

半導体関連産業分野で優秀なエンジニアを確保するため、対象業種に半導体関連産業を追加

在留資格認定証明書交付申請審査期間



従来の対象分野

- IT関連産業
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 情報通信機械器具製造業 など



追加した産業分野

- 半導体関連産業
- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業(通訳業務従事者) など…

天神ビッグバン



航空法の高さ制限の特例に、市の独自の容積率緩和制度を組み合わせ、天神地区のビルの建替えを促進することで、新たな空間や雇用、税収を創出するプロジェクト

スタートアップカフェ

小学校跡地を活用して設立されたスタートアップ支援施設FGN(Fukuoka Growth Next)では、特区メニューである雇用労働相談センター、人材マッチングセンター、開業ワンストップセンターを集約し、創業を志す人々を包括的にサポート。スタートアップカフェを利用して創業した会社は1,400社以上。




使ってみよう!

全自治体が活用できる 構造改革特区の 話題のメニューをご紹介します

構造改革特区は、地域の特性に応じた規制改革を実施する制度です。
 全国一律での実現が難しい規制・制度改革について特例をつくり、その効果を実証できます。
 地域内での連携・モチベーションやブランド価値向上、産業振興にもつながり、
 自治体や事業者にとっては国の制度を活用して地方の課題解決を進めるための身近なツールといえるでしょう。
 構造改革特区は、全国の自治体が申請できることが大きな特色。
 今注目を集める活用事例をいくつか紹介します。

A 相模原市国際教育特区
神奈川県相模原市




**株式会社の学校が
新たな学びの場を創る**

神奈川県相模原市の「相模原市国際教育特区」は、日本人が自然に英語を使いこなせるようになるためのアクティブイマージョン教育に加え、生きる力を育てる非認知能力の教育に力を入れるユニークな小学校を設置。
 日本では原則、国、地方公共団体および学校法人でなければ、学校を設置することができませんが、株式会社でも学校設置ができる構造改革特区の特例メニューがあります。
 株式会社による学校設立は、地域独自の教育ニーズに応じた多様な学びの提供にとどまりません。廃校舎の有効活用や地域人材の育成、課外活動での地域貢献、さらには交流人口の増加や移住希望者の確保など、地域にさまざまなメリットが生まれます。

特例名：学校設置会社による学校設置事業
(2003年度実現→認定21件)

B 佐渡・学びの日本酒特区
新潟県佐渡市

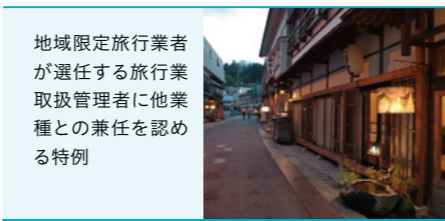


**廃校舎を「学校蔵」として再生。
日本酒造りの魅力が
新たな観光資源に**

新潟県佐渡市では、2020年3月に「佐渡・学びの日本酒特区」に認定されたことを契機に、「真野鶴」ブランドで知られる尾畑酒造が廃校舎を「学校蔵」として再生し、酒造り・共生・交流・学びという4つの柱で運営しています。
 現在の酒税法では、酒類を製造しようとする場合、酒類の品目別・製造場ごとに、所轄の税務署の製造免許を取らなければなりません。既に清酒の製造免許を持っていても、別の施設で清酒の製造体験場を作ろうとする場合には、新たに免許を取る必要があり、ハードルが高かったのです。
 構造改革特区の特例を活用することで、既に清酒の製造免許を持つ企業なら、その地域の活性化を目的に清酒の製造体験サービスを提供する場合には、所轄税務署の承認を受けられ、新たに免許を取らずとも製造体験場を作ることができます。
 佐渡市の学校蔵では、1週間という長期滞在型の酒造りプログラムが体験でき、参加者が本格的な酒造りを楽しんでいます。海外からの参加者も多く、佐渡という土地、日本酒、そして同社の銘柄を愛するファンの育成につながっています。

特例名：清酒の製造場における製造体験事業
(2019年度実現→認定4件)

C 心のふるさと おおくら観光・交流特区
山形県大蔵村

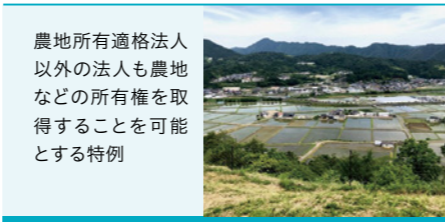


地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例

特例名：地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業
(2013年度実現)

2021年12月
全国展開

D 養父市法人農地取得特区
兵庫県養父市



農地所有適格法人以外の法人も農地などの所有権を取得することを可能とする特例

特例名：特定法人による農地取得事業
(2023年度国家戦略特区から構造改革特区へ移行→認定1件)

E 地産地消で豊かな給食特区
北海道清里町

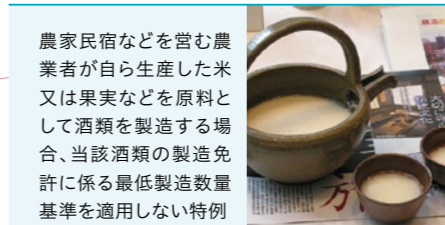


公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

特例名：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
(2004年度実現→認定74件)

3歳児以上は
2010年6月
全国展開

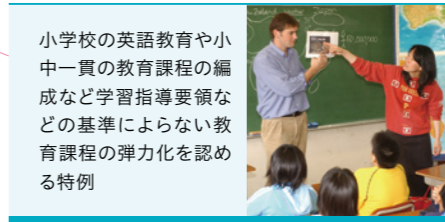
G 日本のふるさと再生特区
岩手県遠野市



農家民宿などを営む農業者が自ら生産した米又は果実などを原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例

特例名：特定農業者による特定酒類の製造事業[どぶろく特区]
(2003年度実現→認定206件)

H 太田外国語教育特区
群馬県太田市



小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領などの基準によらない教育課程の弾力化を認める特例

特例名：構造改革特別区域研究開発学校設置事業
(2003年度実現)

2008年4月
全国展開

I 環境にやさしいカーシェアリング広島特区
広島県

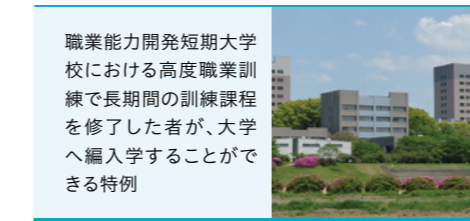


レンタカー型カーシェアリング(自家用自動車共同利用)について、無人の貸渡システムを使用できる特例

特例名：環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業
(2004年度実現)

2006年3月
全国展開

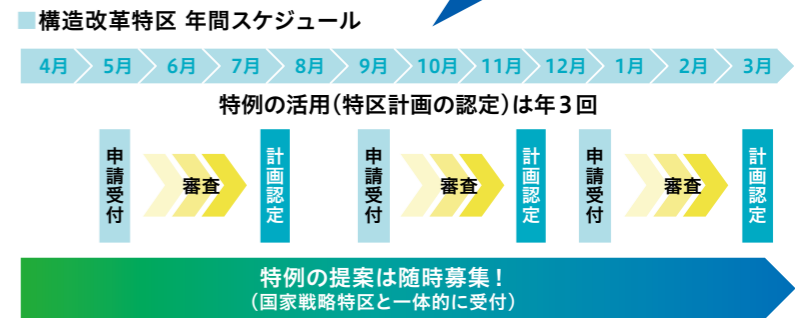
F 熊本県高度人材育成・確保特区
熊本県




職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程を修了した者が、大学へ編入学することができる特例

特例名：職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
(2022年度実現→認定5件)

特例の活用は、年に3回
5月、9月、12~1月に申請を受け付けています。



J 千曲川ワインバレー(東地区)特区
長野県東御市、坂城町、上田市、小諸市、千曲市、立科町、長和町、青木村、佐久市、御代田町、小海町



**千曲川流域に広がる
「ワインを核としたまちづくり」
ワイナリー数が4.6倍に**

長野県東御市をはじめとする千曲川ワインバレー(東地区)特区では、特区全11市町村と軽井沢町に加えて、県や国税庁などの関係機関を含めた協力体制を構築し、広域的なワイン振興に取り組んでいます。
 ワインづくりに必要な免許をとるには、酒税法の規定で1事業者あたり年間6^ホリットル以上の生産が必要です。フルボットのワインで約8000本以上。個人事業者にとっては参入しづらい水準ですが、構造改革特区の特例メニューを活用すると、2^ホリットル以上に緩和されます。
 千曲川ワインバレーでは、10年前には10場しかなかったワイナリー数が、46場まで増えました。ワイン特区では、その地域の特産物である農産物などをワインの原材料として使うこととされています。連携している地域内でぶどうを融通しあえるような体制を構築したことが、生産者らの安心感につながっています。

特例名：特産酒類の製造事業
(2008年度実現→認定136件)

構造改革特区の特例メニューや
申請方法はこちら



構造改革特区HP



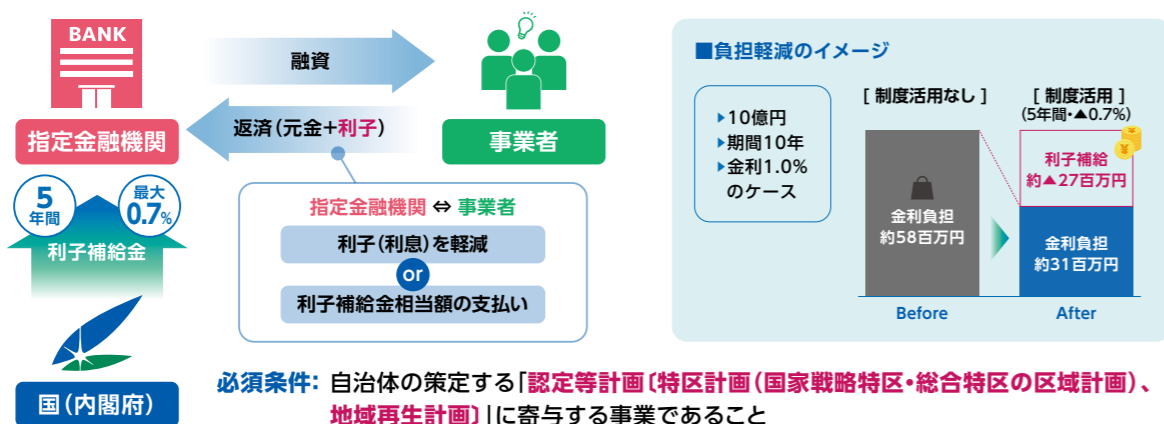
金融機関との連携(自治体の負担ゼロ)により、
事業者の投資を誘発/創出する。

「地方創生利子補給制度」を 地域経済活性化の 強力な推進エンジンに

いかに効果的に事業者の活力を引き出し、地域経済の活性化、国際競争力強化、雇用創出などを図るか。その答えの一つが「地方創生に資する利子補給制度」の活用です。この制度は、自治体が策定した計画に資する事業に対し、国が金融機関を通じて利子補給金を支給する仕組みです。事業者の新たな投資や金融機関のネットワーク活用による新たな展開などを強力に後押しできる有用なツールとして機能させることが可能です。

「地方創生に資する利子補給制度」とは？

💡 5年間・最大0.7%の利子負担(初期投資)が軽減



💡 他の資金調達手段との「併用」が可能

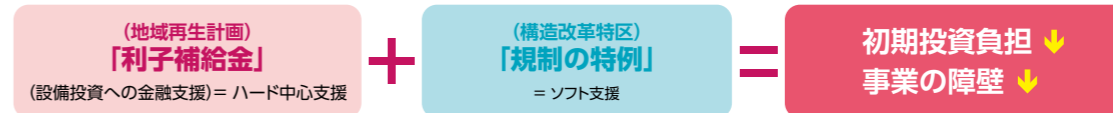


A

パターン

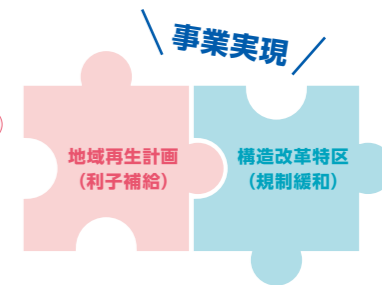
「特区計画」をお持ちでないなら…

✓ 「地域再生計画」を策定しましょう! ▶ できれば、構造改革特区との連携も検討しましょう!【ベター】



■アクション・ロードマップ

- 1 事業者の幅広い投資を創出可能な「地域再生計画」を策定検討!
▶ 内閣府へ相談!
※ 並行して事業の際に想定される主な規制・障壁があるかピックアップ!【ベター】
- 2 地域再生計画(利子補給制度用)の認定申請!
▶ ピックアップできるものがあれば、構造改革特区の提案など!
- 3 利子補給制度の活用スタート!



B

パターン

「特区計画」や「地域再生計画」をお持ちなら…

✓ 改めて、次の2点を点検してみましょう!

CHECK 1 金融機関の指定?

計画があっても、金融機関が内閣府の「指定」を受けていないと事業者は制度を活用できません(投資の誘発/創出に繋がりません)!

⇒ Action 地域の銀行・信金・信組などの指定状況を確認し、未指定なら「指定申請(随時受付)」をご案内ください。

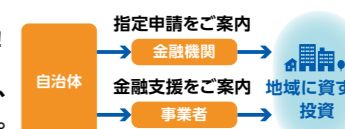
指定金融機関の一覧はこちら ▶



CHECK 2 事業者はこの制度・メリットをご存知でしょうか?

企業誘致や設備投資の相談時に、この制度を案内して、投資の後押しを!

⇒ Action 企業誘致・産業振興、商工観光、金融支援をはじめとした関係部門とも連携し、投資構想のある事業者へ「0.7%の金融支援」をご案内ください。



制度の詳細など、ご不明な点はお気軽に事務局へご相談ください

内閣府地方創生推進事務局(利子補給担当)

Tel : 03-5510-2473

Mail : rishi.hokyu@cao.go.jp

詳しくは
ウェブサイトも!

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyuu/index.html>



Web打合せ・
伴走支援・サポートなど
可能です!
ご不明な点など お気軽に
ご連絡願います!

特区の「知りたい」に応えるツール

特区の使い方や事例を知りたいなら



「特区の手引き」



「特区の活用事例」



特区の特例を知りたいなら



特区ホームページ

(特例メニュー検索)



特区の生の声を知りたいなら



地方創生 no+e

(インタビュー記事など)



動画でわかりやすく解説

ホームページの活用方法を動画でご紹介しています



特区制度紹介動画 (YouTube)



特区制度再生リスト



最新ニュース・イベント

X (旧Twitter) facebook



法律などの規制が事業の障壁となっていないか

規制・制度改革 新規提案のステップ

内閣府 地方創生推進事務局は、新たな規制・制度改革の提案を随時募集しています。提案内容の実現に向けて、皆様をサポートします。



新たな提案、特例の活用

何でもお気軽にご相談ください

内閣府 地方創生推進事務局 特区制度担当

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
Tel : 03-5510-2472 Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区担当
Tel : 03-5510-2472
Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp



構造改革特区担当
Tel : 03-5510-2466
Mail : toc@cao.go.jp



総合特区担当
Tel : 03-5510-2467
Mail : sogotoc@cao.go.jp



特区制度について

3つの特区制度の情報を一か所にまとめて発信しています。

詳しくはコチラ





内閣府 特区制度

検索

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり創設された特例を使ったりすることで、
地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています。

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

ご相談は
こちら

全体/国家戦略特区担当 ▶ i.kokkatoc@cao.go.jp

構造改革特区担当 ▶ toc@cao.go.jp

総合特区担当 ▶ sogotoc@cao.go.jp

特区制度に
ついて▶

